

至誠館大学入学検定料及び入学金の免除に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第44条第2項の規定に基づき、同条第1項別表第2に定める入学検定料及び入学金の免除に関し必要な事項を定める。

(入学検定料免除対象者及び免除額)

第2条 前条における入学検定料免除対象者及び免除額は、次のとおりとする。

- (1) 学校推薦型選抜のうち、指定校推薦選抜を受験する者は全額免除とする。
- (2) 学校推薦型選抜のうち、指定強化クラブ推薦選抜を受験する者は全額免除とする。
- (3) 特別選抜のうち、私費外国人留学生学校推薦型選抜を受験する者は全額免除とする。
- (4) オープンキャンパスまたは学校説明会に参加した者は10,000円を免除するものとする。

(入学金免除対象者及び免除額)

第3条 第1条における入学金免除対象者及び免除額は、次のとおりとする。

- (1) 学校推薦型選抜のうち、指定校推薦選抜を受験し合格した者は全額免除とする。
- (2) 学校推薦型選抜のうち、指定強化クラブ推薦選抜を受験し合格した者は全額免除とする。
- (3) 特別選抜のうち、私費外国人留学生学校推薦型選抜を受験し合格した者は全額免除とする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和2年5月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

制定 令和2年5月29日 (制定)